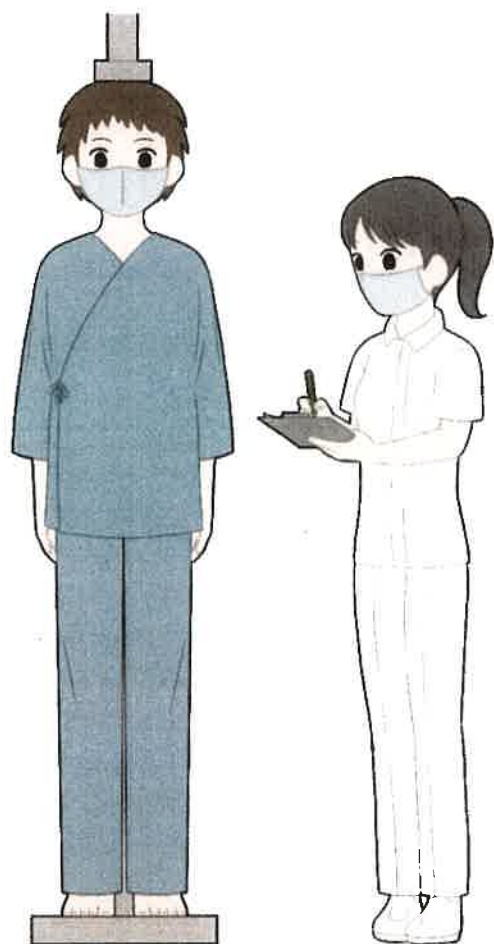




定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- ・受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- ・マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

～事業者の皆様へ～

医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。

（高齢者医療確保法第 27 条第 2 項及び第 3 項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、労働者本人の同意を取得しなくても、個人情報保護法上の問題はありません。

<ご対応のお願い>

- 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。
※厚生労働省のホームページにおいて、標準記録様式を示しています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>
※情報提供方法については、提供先の医療保険者と協議・調整ください。
- 健診結果のデータを、事業者から医療保険者に対して、直接提供することが難しい場合は、下記のような方法もあります。
 - 健診機関に、医療保険者へのデータ提供を委託する。
 - 医療保険者に、定期健康診断の実施を委託する。
 - 医療保険者と共同で、定期健康診断を実施する。

<注意事項>

- 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。
- データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。
（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令 157 号）第 15 条）

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を 利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。